

2022年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

公立小松大学

2022年12月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「飼養保管基準」という。）と文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に則って、公立小松大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）を定めている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

2. 動物実験委員会

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験規程第 2 章第 5 条から第 10 条に基づき、飼養保管基準及び基本指針に適合した動物実験委員会が本学に設置されている。 ● 動物実験規程第 2 章第 6 条において、動物実験委員会の役割（動物実験計画の審査と当該審査結果の機関長報告や動物実験の実施結果に対する助言等）を、第 7 条において、委員会構成（動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者等により構成されること）を、それぞれ定めている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当なし。

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- 公立小松大学動物実験規程
- 動物実験計画申請書
- 飼養保管施設設置承認申請書
- 動物実験室設置承認申請書
- 動物実験実施状況報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- 動物実験規程第 11 条および第 12 条において、動物実験計画の立案、審査、手続き及び動物実験等の実施に係る遵守事項を定めている。第 11 条においては、動物実験の立案、審査及び学長の承認のもと動物実験が可能になる旨を定めている。また、第 12 条においては、適切な動物実験の実施に当たる遵守事項及び動物実験の成果等の報告について定めている。
- 動物実験規程第 13 条から第 27 条において、飼養保管方法、飼養保管施設及び動物実験室の設置、維持管理、廃止等に係る内容を定めている。飼養保管方法については第 13 条から第 21 条において、飼養保管施設の設置については第 22 条から第 23 条において、動物実験室の設置については第 24 条から第 25 条において、これらの維持管理及び廃止等については第 26 条から第 27 条において、所定の書式による学長への届け出や承認等について定めている。
- 上記の規程に基づき、各種申請書様式等が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当なし。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。

<input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料 <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 公立小松大学遺伝子組換え実験安全管理規程
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験規程第 28 条から第 29 条において、動物実験を実施する際の安全管理及び緊急時の対応について定めている。 ● 動物実験規程第 30 条において、動物実験管理者、実施者及び飼養者の教育訓練について定めている。 ● 公立小松大学遺伝子組換え実験安全管理規程において、組織及び職務、実験計画、実験の実施等、拡散防止措置、遺伝子組換え生物等の取扱い、教育訓練及び健康管理、異常事態発生時の措置、記録等について定めている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当なし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 動物実験計画申請書 ● 飼養保管施設設置承認申請書 ● 動物実験室設置承認申請書 ● 動物実験実施状況報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験規程第 13 条から第 27 条において、飼養保管方法、飼養保管施設及び動物実験室の設置、維持管理、廃止等に係る内容を定めている。飼養保管方法については第 13 条から第 21 条において、飼養保管施設の設置については第 22 条から第 23 条において、動物実験室の設置については第 24 条から第 25 条において、これらの維持管理及び廃止等については第 26 条から第 27 条にお

いて、所定の書式による学長への届け出や承認等について定めている。飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書、動物実験実施状況報告書など、様式に関しても適正に制定している。

4) 改善の方針、達成予定時期
該当なし。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 令和3年度公立小松大学動物実験委員会議事概要
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験委員会は、申請書の提出に応じて随時開催し、以下の事項について審議又は調査を行い、学長に報告又は助言を行っている。議事概要は書面及び電子データにより保管されている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 動物実験計画の審査に関する事 (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事 (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関する事 (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事 (5) 自己点検・評価に関する事 (6) その他、動物実験の適正な実施のための必要事項に関する事
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

2. 動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 令和3年度公立小松大学動物実験委員会議事概要 ● 動物実験計画承認通知書の写し ● 動物実験委員会に提出された以下の書類

<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験計画申請書 ・飼養保管施設設置承認申請書 ・動物実験室設置承認申請書 ・動物実験実施状況報告書 ・実験動物飼養保管等報告書
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験委員会では、規程に基づき、動物実験責任者から提出された動物実験計画申請書を適正に審査している。動物実験委員会の審査にて承認された動物実験計画に対し、学長より動物実験結果通知書を発行しており、動物実験責任者は当該承認の通知書を受けて、動物実験を開始している。 ● 2021 年度は新規動物実験計画が 1 件申請され、動物実験委員会にて審査を行った。 ● 動物実験責任者は毎年度動物実験実施状況報告書および実験動物飼養保管等報告書を学長宛に提出しており、2021 年度は 1 件の動物実験実施状況報告書および実験動物飼養保管等報告書が提出され、動物実験委員会にて確認が行われた。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験計画申請書 ● 飼養保管施設設置承認申請書 ● 動物実験室設置承認申請書 ● 動物実験実施状況報告書 ● 実験動物飼養保管等報告書 ● 公立小松大学遺伝子組換え実験安全管理規程
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝子組み換え実験安全委員会は、実験責任者から提出された遺伝子組換え実験計画申請書および実験責任者が属する部局長から遺伝子組換え実験拡散防止措置確認申請書を、規程に基づき適

<p>正に審議している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験室および飼養保管施設となっている部屋に関しては、事務局等による実査を行い、ネズミ返しやオートクレーブ等、必要な安全設備が整備されていることを確認し、その内容を委員会で確認している。 ● 動物実験室を使用する際は、使用簿への記入を行い、適切な管理を実施している。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

4. 実験動物の飼養保管状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 動物実験実施状況報告書 ● 実験動物飼養保管等報告書
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験責任者より、毎年度動物実験実施状況報告書および動物実験飼養保管等報告書の提出を受け、実験動物の飼養保管場所や飼養保管数等を確認している。 ● 公立小松大学動物実験規程第 23 条に記載されている要件をすべて満たしている。 ● 動物実験の新規申請件数が増加した場合、飼養保管施設が狭隘化する可能性がある。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

5. 施設等の維持管理の状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 令和 3 年度公立小松大学動物実験委員会議事概要
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養保管施設設置承認申請書、動物実験室設置承認申請書が提出された際に、動物実験委員会にて動物実験規程が求める設置基準を満たしていることを確認している。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当なし。</p>

6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学動物実験規程 ● 動物実験計画申請書
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初めて動物実験に携わる者に対しては、動物実験責任者を中心に教育訓練を実施した。 ● 動物実験の件数が少なく、動物実験講習会等が実施されなかった。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物実験件数が増加した場合、また、新たな実験施設の設置を行った場合、動物実験講習会等を実施する。

7. 自己点検・評価、情報公開

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立小松大学 HP 動物実験委員会（https://www.komatsu-u.ac.jp/cooperation/information/animalexperiment.html）

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- 本学 HP の動物実験委員会に関するページにおいて、公立小松大学動物実験規程、委員名簿、各申請書や報告書の様式、各年度の動物実験承認状況に関する情報公開を行っている。

4) 改善の方針、達成予定時期

- 引き続き毎年度自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を大学 HP に掲載し、情報公開を実施する。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

--